

特定非営利活動法人日本エアースポーツガン協会 APSオフィシャルクラブ規約

第1条（規約の目的）

この規約は、特定非営利活動法人日本エアースポーツガン協会（以下、「協会」という）が、APS射撃の普及に熱心な競技愛好者の団体に対し、公式競技会の開催を認める等、安全啓発に留意させつつ支援することにより、スポーツ射撃の健全な発展に寄与することを目的として、その資格の得喪その他基本的な関係等を定めるものである。

第2条（定義）

この規約に定めるAPSオフィシャルクラブとは、この規約に基づき協会の承認を受けて活動することを認められた団体をいうものとする。

第3条（基本理念）

- ①APS オフィシャルクラブは、APS 射撃に関する日々の情報交換や練習会その他の行事開催などを通じて、愛好者同士が交流を深めていくなかで、エアースポーツガンを使用する上での安全啓蒙、正しいルールとマナーの啓発、および、フェアプレー精神の中での射撃技術の向上を図ることを目的として活動するものとする。
- ②APS オフィシャルクラブが活動するに際しては、各地に所在する他の APS オフィシャルクラブやスペシャルショップサポーターと協調しつつ切磋琢磨することによって、APS 射撃の健全な普及と発展および射撃に関する安全啓蒙を図るものとする。

第4条（活動内容）

- ①APS オフィシャルクラブの活動は、主に以下のとおりとする。
 - (1) APS 射撃が可能な射場の提供および運営
 - (2) 定期的な練習会の開催
 - (3) 初心者・見学者・競技体験希望者への対応および指導
 - (4) 公式競技会の開催
- ②APS オフィシャルクラブは、前項(2)の練習会の開催に当たり、射場使用料その他の運営に関する費用を参加者から徴収するかどうか、および徴収する場合のその額を決めるものとする。
- ③APS オフィシャルクラブは、第1項(4)の公式競技会の開催に当たり、参加料を参加者から徴収するかどうか、および徴収する場合のその額を決めるものとする。

第5条（法令遵守）

- ①APSオフィシャルクラブは、公式認定競技銃の取扱いに際しては、刑法、銃砲刀剣類所持等取締法その他の法令を遵守しなければならない。
- ②APSオフィシャルクラブは、各地方公共団体の定める青少年の健全育成に関する条例を遵守しなければならない。
- ③APSオフィシャルクラブは、この規約のほか、協会の定める規約を遵守しなければならない。

第6条（予備申請）

- ①APSオフィシャルクラブの承認を受けようとする団体は、当協会に対して、予備申請を行わなければならない。ただし、特段の定めがある場合は、この限りでない。
- ②協会は、前項の申請を行った団体に対し、活動報告を求めることができる。
- ③協会は、第1項の申請を行った団体について、必要がある場合は、練習会等活動を見学させることを求めることができる。

第7条（APSオフィシャルクラブの承認要件）

①前条の申請をした団体が下記(1)から(7)を満たすときは、当協会に対して、APS オフィシャルクラブの承認申請をすることができる。ただし、前条の申請の日から2年間は承認申請をすることができない。

- (1) 18 歳以上の代表者と副代表者の最低2名が、責任を持って団体の運営に当たっていること。
 - (2) 代表者または副代表者のうちいずれかが、エアースポーツガン安全射撃指導員資格を有すること。
 - (3) 定期的な練習会の開催その他APS射撃に関わる活動を2年以上継続していること。
 - (4) 団体の練習会に不特定多数の人が見学または参加することが原則として可能であること。
 - (5) APS競技に準じたターゲット機材(暗幕など跳弾防止用具を含む)を準備し、これを用いて活動していること。
 - (6) 次の事項につき、協会に対して誓約すること。
 - (イ) 公式競技会に際しては、APS競技のレギュレーションを遵守すること。
 - (ロ) 「エアースポーツガンによるスポーツ射撃の普及と発展」という当協会の理念を尊重し、この規約その他当協会の定める規約を遵守すること。
 - (7) APSオフィシャルクラブの名称には拠点となる地域の名称が含まれるようにすることが望ましい。
- ②承認要件その他につき特段の定めがある場合、前項の定めは適用しない。

第8条（APSオフィシャルクラブの承認手続き）

- ①協会は、前条の承認申請を行った団体について、同条の承認要件を満たしている場合には承認する。
- ②前項の承認は、理事会の議決により行う。

第9条（APSオフィシャルクラブの紹介）

協会は、練習場所の問い合わせを受けたときは、照会者の住所等を考慮の上、APSオフィシャルクラブを練習場所として紹介することができる。

第10条（公式競技会の開催）

- ①APSオフィシャルクラブは、特段の事情のないかぎり、年に一度を限度として、公式競技会を開催することができる。
- ②協会は、開催地や開催時期、参加見込人数、経費その他の事情を勘案して、APSオフィシャルクラブの希望する公式競技会の開催の可否を決するものとする。
- ③特定の地域に複数のAPSオフィシャルクラブが存在するとき、当該地域のAPSオフィシ

ャルクラブすべてが公式競技会の開催をすることが協会の日程上困難な場合は、当該地域での持回り開催などの調整を協会が行うものとする。

④APSオフィシャルクラブが公式競技会を開催するには、予め参加人数、日時および開催場所その他の事項につき、代表者又は副代表者が協会と協議の上で決めるものとする。

⑤公式競技会の開催場所は、不特定多数の参加者が競技を行いうる適切な設備を有する場所でなければならない。

⑥公式競技会の参加者受付は、APSオフィシャルクラブが行う。

⑦協会は、APSオフィシャルクラブの開催する公式競技会に対し、スタッフを派遣することとする。

⑧APSオフィシャルクラブの開催する公式競技会において、競技のジャッジスタッフは、代表者もしくは副代表者、又は参加者もしくは見学者その他開催場所にいる者が、これを兼ねるものとする。

⑨APSオフィシャルクラブは、特段の事情がある場合、協会と予め協議の上、本条の内容と異なる内容の公式競技会を開催することができる。

第11条（公式競技会の参加料とその分配）

①公式競技会の参加料は、会場費、公式競技会に供用する機材の運搬費用その他公式競技会に係る費用を差し引いた額の、各2分の1を協会とAPSオフィシャルクラブへ分配するものとする。

{公式競技会の参加料－(会場費＋運搬費用その他経費)}÷2=APSオフィシャルクラブへの配分額

②前項の配分額算出において、会場費と公式競技会に供用する機材の運搬費用その他公式競技会に係る費用の合計額が公式競技会の参加料合計額を上回る場合、協会は、費用の分担について、APSオフィシャルクラブと都度協議して決めるものとする。

③協会は、第2項の「その他公式競技会に係る費用」については、適宜見直すものとする。

④協会は、特段の事情がある場合、APSオフィシャルクラブとの間で、第1項から第3項と異なる内容の分配を行うことができる。

第12条（APSオフィシャルクラブの義務）

①APSオフィシャルクラブは、第4条で定める活動を継続的に行うように努めなければならない。ただし、特段の事情があるときは、協会に協議を求めることができる。

②APSオフィシャルクラブは、第10条で定める公式競技会を開催するに当たっては、事故が起こらないよう万全の注意を払い、安全確保に努めなければならない。

③APSオフィシャルクラブは、第7条の承認要件が欠けた場合は、遅くとも3カ月以内に要件を満たすようにしなければならない。ただし、特段の事情があるときは、協会に協議を求めることができる。

④APSオフィシャルクラブは、第8条第1項の承認申請の際に届け出た事項に変更が生じたときは、遅滞なく、協会に連絡しなければならない。

第13条（活動の確認）

協会は、APSオフィシャルクラブの活動を確認するため、適宜必要な報告を求めることができる。

第14条(APSオフィシャルクラブの活動休止)

- ①APSオフィシャルクラブは、次の場合、協会に活動休止の届け出をしなければならない。
- (1)練習拠点の閉鎖その他の事情により、APSオフィシャルクラブとしての活動が困難になったとき。
 - (2)第7条の承認要件を欠いたまま、6カ月を経過したとき。
 - ②APSオフィシャルクラブの活動休止中は、第9条および第10条は適用しない。
 - ③APSオフィシャルクラブは、第1項の事由が解消されて活動が可能になったときは、活動再開の届け出をするものとする。
 - ④APSオフィシャルクラブは、第1項の事由が解消する見込みがないときは、次条の届け出(活動終了の届け出)を行うものとする。

第15条(APSオフィシャルクラブの活動終了)

APSオフィシャルクラブは、協会にAPSオフィシャルクラブ活動終了の届け出をすることにより、APSオフィシャルクラブとしての活動を終了するものとする。

第16条(処分)

- ①協会は、APSオフィシャルクラブが以下の各号に該当するに至ったときは、理事会の議決により、APSオフィシャルクラブに対し次項の処分を行うことができる。
- (1)団体の運営管理に不正があるなど、APSオフィシャルクラブとして適切でない状態にあると協会が認めたとき。
 - (2)この規約に違反したとき。
 - (3)代表者又は副代表者が公序良俗に反する行為をしたとき。
 - (4)代表者又は副代表者が協会、他のAPSオフィシャルクラブ、または他の競技者に対し、著しく誹謗中傷する行為を反復継続的に行ったとき。
- ②前項の処分は、次の通りとする。この処分については、特段の事情のない限り、協会サイトで公表するものとする。
- (1)指導
 - (2)勧告
 - (3)資格停止
 - (4)承認取消し
- ③協会は、前項の処分を下す前に、当該APSオフィシャルクラブに対し、議決の前に弁明書を提出する機会を与えなければならない。
- ④第2項第3号の資格停止の期間は、1カ月から6カ月までの間で理事会がこれを定める。
- ⑤第2項第4号の承認取消しの処分を受けた団体は、理事会が別途定める1年から5年の間は、第4条の予備申請をすることができない。

第17条(特別承認手続き)

- ①APSオフィシャルクラブの承認を希望する団体は、次項に定める期間に限り、第6条の予備申請を行うことなく、第7条の承認申請を行うことができる。ただし、第7条の承認要件を満たしていないことが明らかな団体は、この限りでない。
- ②前項の承認申請を受け付ける期間は、令和元年(西暦2019年)8月2日から同年9月30日までの間とする。

第18条(規約の変更)

- ①協会は、理事会の議決によって、この規約を変更することができる。
- ②この規約を変更した場合、協会は、APSオフィシャルクラブに対し、その旨を通知しなければならない。

第19条(協議)

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

第20条(経過措置)

- ①令和元年8月2日より前にAPSオフィシャルクラブとして承認を受けた団体が第7条の承認要件を満たしていない場合であっても、令和2年7月31日までの間は、APSオフィシャルクラブとして活動することができる。
- ②前項の団体が第7条の承認要件を満たさないまま令和2年8月1日を迎えたときは、その日をもって活動休止とする。ただし、既にその団体が活動休止または活動終了しているときは、この限りでない。

以 上